

○都市下水路占用料 新単価表

令和4年4月1日から都市下水路占用料が下表のとおり改定されます。

占用物件の種類		単位	旧単価	新単価
電柱、電線その他これらに類する工作物	第1種電柱	1本につき1年	円 510	円 598
	第2種電柱		783	919
	第3種電柱		1,056	1,240
	第1種電話柱		455	534
	第2種電話柱		728	855
	第3種電話柱		1,002	1,176
	その他の柱類		45	53
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	4	5
水管、ガス管その他これらに類する物件	外径0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	19	22
	外径0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		27	32
	外径0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		41	48
	外径0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		54	64
	外径0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		82	96
	外径0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		109	128
	外径0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		191	224
	外径0.7メートル以上1メートル未満のもの		273	320
	外径が1メートル以上のもの		546	641
橋りょう	占用面積1平方メートルにつき1年	55	55	
足場その他の工事用施設	占用面積1平方メートルにつき1年	392	496	
その他の物件	占用面積1平方メートル又は長さ1メートルにつき1年	150	150	

※太枠で囲まれた占用物件につきましては、占用料の改定に伴う影響を軽減する目的として「激変緩和措置」が適用されます。(裏面参照)

# 激変緩和措置

## 都市下水路占用料

占用物件		令和4年 3月31日 まで	令和4年 4月1日 から令和 5年3月 31日まで	令和5年 4月1日 以降
足場その他の工事用施設	占用面積1㎡につき1月	392	470	496